

原告ら訴訟代理人による弁論

2024年6月25日

自由権規約に基づく損害賠償請求事件

第13回口頭弁論期日

第1 原告が求めていること（この訴訟のいきさつ）

今から5年前の2019年6月、原告のデニズさんとサファリさんは、牛久にある東日本入国管理センターにいました。2人とも、丸3年以上、いつ終わるかわからない無期限収容に苦しんでいました。センターでは、絶望の中で、ハンガーストライキに身を投じる人が次々に出ました。デニズさんとサファリさんもそうでした。そうした中、5年前の昨日、6月24日には大村入管でナイジェリア国籍の男性が餓死しました。収容された人々の間に、さらに怒りと恐怖が広がりました。

その後、入管は、ハンガーストライキをした人に、仮放免を許可しはじめました。ところが、それまでは仮放免は1,2か月認められ、その後も原則として延長が認められていたのが、約2週間しか仮放免を認めず、約2週間後の出頭時には再び収容する、という運用がなされました。デニズさんとサファリさんも、この2週間仮放免によって、3年ぶりに、やっと念願の外に出られたと思ったら、再び無期限収容に戻されました。

この運用は「まるで、水中で溺れている人に一瞬だけ空気を吸わせて、また水に沈ませるようなやり方」だと批判されました。けれども、「原則収容主義」との考え方の下では、この非人道的なやり方も止められることはませんでした。

この状況に絶望した2人が通報したのが、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会でした。恣意的拘禁作業部会は、2人に対する3年にわたる収容と、その後に繰り

返された収容について、自由権規約9条1項と、9条4項に反するという意見を採択しました。それだけでなく、日本の入管法による収容制度そのものが、自由権規約9条1項と、9条4項に反するという意見を出したのです。恣意的拘禁作業部会は、また、適切な措置として、国際法にしたがった原告らへの賠償、独立した調査の確保、責任者に対する適切な措置、自由権規約の下で負う義務との整合性を確保するために入管法の見直しなどを求め、日本政府に勧告に基づく措置を求めました。

しかし、日本政府は、この意見書に抗議し、非を認めようとしませんでした。そこで、この裁判を提起することとなつたのです。

入管収容は、ある時期は仮放免という形で収容の解放が緩やかに認められ、ある時期は仮放免がほとんど認められないなど、その時々で、厳しくなったり、緩くなったりしてきました。この20年ほどを振り返っても、収容をされて一年を超れば原則として仮放免が出された時期もあれば、原告らが国連に通報した時のように、何年収容されようが、原則として仮放免は出さないとされた時期もありました。このようなことを可能にしてきたのが「原則収容主義」であり、この考え方の下で、入管が出てやってもよいと考えるときだけ出せばよい、つまり、入管の恣に、身体の自由という重大な人権を奪う収容をするかしないかが決められてきました。

私たちがこの裁判で求めているのは、こうした日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約9条1項、4項に反するということを明らかにし、その中で行われた原告2人に対する収容も、やはり9条1項、4項に反するということを明らかにすることです。恣意的な入管収容で苦しむ人をなくしたいというのが、原告の願いです。

なお、入管法については、改正法が6月10日施行されています。本件の審理対象は、改正前の入管法ですが、改正法も入管収容制度を抜本的に見直すものではなく、違法性が修復されているものではありません。

第2 裁判の争点について

この裁判の争点は、①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるか、②原告らの個別の収容が、自由権規約に違反し、違法であるか、③原告らの個別の収容が違法である場合、国は賠償の責任を負うか、という3点です。

1 ① 日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であるかまず、日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約9条1項に違反し、違法であるか、という点について述べます。

9条1項は、恣意的な拘禁を禁じる条文です。

9条1項の解釈について、原告は、自由権規約委員会の一般的意見や、恣意的拘禁作業部会の見解、国連移住グローバル・コンパクトから、「合理性・必要性・比例性のない収容は、恣意的な収容に当たること」「定期的審査のない無期限収容は恣意的な収容に当たること」を主張しています。これに対し、被告は、国内の法律で手続を定めていれば恣意的な拘禁にはならない、と主張しています。

国内の法律で手続を定めていても恣意的な拘禁にあたることは、自由権規約委員会の一般的意見や、原告らの収容について出された国連恣意的拘禁作業部会の意見などからも明らかなのですが、被告は、その指摘に対しても、一般的意見などには法的拘束力がない、と述べるばかりです。法的拘束力は、条約そのものにしかありませんから、被告の主張によれば、条文の解釈は、各国の政府が好き勝手にしてよいことになります。

そのようなことを、法は許容しているのでしょうか。そのことについて検討をしたのが、甲54で提出している高田意見書です。高田意見書は、日本は、条約の解釈方法を定めたウィーン条約法条約に加入しているため、日本独自の方法で自由に解釈することはできないことを指摘し、条約の一つである自由権規約も、ウィーン条約法条約に従って解釈しなければならないことを、具体的に述べています。

これに対し、被告は、何らの反論をしていません。

条約の解釈方法については、これまで、日本の裁判所では本格的に検討されてきたことはあまりありませんでした。けれども、自由権規約9条が、裁判上の法規範であることは争いがありませんから、その解釈適用をどのように行うべきか、という検討は本来避けて通ることはできません。意見書、さらには、専門家としての証人尋問を通じ、条約をどのように解釈適用すべきなのか、本件においては自由権規約をどのように解釈適用すべきなのかを検討することが必要不可欠です。

次に、法にしたがった条約解釈方法に則った場合、日本の入管収容、及び、原告に対する入管収容が自由権規約9条1項に違反するのかについての検討が必要となります。これを詳細に検討したのが、村上意見書です（甲55）。村上意見書は、被告が主張する原則収容主義は、合理性、必要性、比例性を要件としないことから、それ自体9条1項に反する、としています。

被告は、また、収容の目的の一つに「在留活動の禁止」が含まれると主張しています。しかし、具体的にその意味することははっきりしません。仮に、あらゆる活動を禁止することが収容の目的であるなら、外で生活してはいけないから収容すると述べているだけのことであり、トートロジーであり、実質的に収容の目的を説明するものではありません。この点、被告は、準備書面（2）において、「収容所等に収容することによって禁止が図られる在留活動とは、入管法別表第一の下欄に掲げる活動及び第二の下欄に掲げる身分又は地位を有する者との活動」としつつ、準備書面（6）等において、収容によって別表第一及び第二の記載に当たはまらないあらゆる活動を禁止する必要があるかのような主張を行っており、その主張は不明瞭なだけでなく、目的が何かについて、矛盾しています。

次に、9条4項について検討します。

9条4項は、拘禁された人が、裁判所で収容の適法性を遅滞なく審査してもらい、釈放される権利を定めた条文です。

こちらは条約解釈に大きな争いはありません。日本での行政事件訴訟法及び人身保護法に基づく裁判手続が、9条4項の要件を満たすかが争点になっています。この点についても、村上意見書は、9条4項違反について明確に指摘しています。行政事件訴訟法によっては、収容令書や退去強制令書の発付を争わずに、収容の合法性だけを争う手続はありません。また、遅滞なく審査される保障もなく、裁判所が釈放を命ずることもできません。他方、人身保護法は、著しい違反が顕著である場合しか救済を認めておらず、これらが自由権規約9条4項の要件を満たすものでないことも明らかです。

この点について、被告からのはっきりした反論はありません。

そして、近時、日本と同じアジア太平洋地域の先進国・民主主義国である台湾、韓国、オーストラリアにおいて、入管収容制度の違法性が裁判所において認められており、「合理性・必要性・比例性のない入管収容は、恣意的な入管収容に当たること」、「定期的審査のない無期限収容は恣意的な入管収容に当たること」、及び「独立した司法的機関で入管収容の適法性を遅滞なく審査すること」が国際的な法規範となっていることが示されています。

② 原告らの個別の収容が、自由権規約に違反し、違法であること

このとおり、日本の入管法や入管収容制度自体が自由権規約9条に違反している以上、条約違反の法制度に基づいてなされた原告らへの個別の収容が条約違反であることもまた明らかです。

これに対し、被告は、原告らを仮放免しなかったことに相当性はあるなどと主張するのみで、3年間もの収容する必要があったかどうかや、2週間仮放免後、再度収容を行う必要性については全く説明がありません。また、2週間仮放免後の出頭時に健康状態が回復したことを確認した上で収容したなどと、事実に反する主張を行っています。さらに、被告は、原告らの個別の収容につき、過去の好ましくないと考えられ得る行為や態度を、なぜそれが法的に収容を正当化するのかの説明すら変遷させながら、あたかも刑事裁判における悪性格立証をするかの

ように列挙しています。また、時系列を無視し、はるか以前のできごとを持ち出したり、入管が仮放免を許可した後に再度収容する理由として、仮放免前の事情を持ち出したりもしています。このような被告の訴訟における主張は、原告らの収容に必要性も合理性も比例性も認められないことを明らかにしています。

③ 国は賠償の責任を負うこと

以上のとおり、原告らに対しては、規約9条1項、4項に反する違法な拘禁がなされたため、原告らは規約9条5項における「違法に逮捕され又は抑留された者」として、同項に基づき金銭賠償を受ける権利を有します。一方、立法府、行政府、司法府を含む国の機関は、同権利を実現し、原告らに対して賠償を行う国際条約（自由権規約）上の義務を負います。

その義務の履行方法としては、(A) 9条5項を直接適用して賠償を実現するのでもよいし、(B) 国賠法1条1項を条約適合的に解釈適用して、賠償を実現するのでもよいのですが、いずれの手段であれ、国の機関はいずれかの手段により原告らに対する損害賠償義務を実現しなければなりません。9条1項、4項の違反がありながら、国が賠償を行わないことは、自由権規約9条5項に違反します（原告第4準備書面4頁など）。

この点を理論的に説明、検討したのが、松田意見書（甲56）です。

これに対し被告は、準備書面（5）などを提出していますが、率直なところ、主張内容がよくわかりません。被告は、9条違反が認められた場合の救済措置の具体的な実施方法は締約国に委ねられているとして、9条1項、4項違反が認められた場合、なお、賠償をしなくてよい場合があると主張しているように見えます。けれども、具体的な救済措置の実施方法が締約国に委ねられているとして、ではなぜ9条1項や4項の違反があっても救済措置を実施しないことが許されるのか、被告からは何らの主張もなされていません。

第3 まとめ

以上のとおり、①日本の入管収容制度、入管法自体が、自由権規約に違反し、違法であること、②原告らの個別の収容が、自由権規約に違反し、違法であること、③原告らの個別の収容が違法である場合、国は賠償の責任を負うこと、はいずれも明らかです。

裁判所においては、自由権規約を、ウィーン条約にしたがった適切な解釈方法に則って解釈し、上記につき明確な判断を示していただくよう、強く要請します。

以上